別表第二（第百十四条関係）

障害等級	障害の状態
一級	一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二　せき柱に運動障害を残すもの 三　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 四　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 五　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八　一上肢に偽関節を残すもの 九　一下肢に偽関節を残すもの 一〇　一足の足指の全部を失ったもの
二級	一　両眼の視力が〇・六以下になったもの 二　一眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三　両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六　そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 七　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 九　一耳の聴力を全く失ったもの 一〇　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる職務が相当な程度に制限されるもの 一一　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる職務が相当な程度に制限されるもの 一二　一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 一三　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一四　一足の足指の全部の用を廃したもの 一五　生殖器に著しい障害を残すもの
三級	一　一眼の視力が〇・一以下になったもの 二　正面視で複視を残すもの 三　そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 四　一四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 五　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 六　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 七　一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 八　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 九　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 一〇　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一一　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
四級	一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 五　両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 六　一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 七　せき柱に変形を残すもの 八　一手の示指、中指又は環指を失ったもの 九　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 一〇　胸腹部臓器の機能に障害を残し、職務の遂行に相当な程度の支障があるもの
五級	一　一眼の眼球に著しい調整機能障害又は運動障害を残すもの 二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四　一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五　鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 八　長管骨に変形を残すもの 九　一手の小指を失ったもの 一〇　一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一一　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 一二　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一三　局部にがん固な神経症状を残すもの 一四　男性の外貌に著しい醜状を残すもの 一五　女性の外貌に醜状を残すもの
六級	一　一眼の視力が〇・六以下になったもの 二　一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三　正面視以外で複視を残すもの 四　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの